

東京小売酒販組合の取組

- ① 未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン
- ② 酒類販売管理研修

小売酒販組合の「未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」



国税庁

内閣府

厚生労働省

小売酒販組合

文部科学省

警察庁

酒類販売業者の社会的使命！

酒販組合は、酒類を販売する側として、未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国キャンペーンを平成20年より展開して参りました。

北は北海道から南は九州まで、直近の1年間で約290箇所、約8,600名の組合関係者が参加して行われております。同キャンペーンには、関係行政、地元自治体、生販三層、各関係団体、地元高校生の皆様等々にもご協力ご参加を頂き、取組んできました。

東京小売酒販組合の キャンペーンでの取組

◆平成30年で10回目となり、秋葉原で以下の取組を行いました。

- ・ 万世橋警察署の警察官による交通安全教室
- ・ お笑い芸人のトークショー

- ・ 若い世代への啓発といった観点から、地元の高校生を招待してティッシュ配り



各支部のキャンペーンでの取組

- ◆都内の傘下組合 82 支部においても、啓発活動を行っており、平成 29 年は都内全域で合計 59 回開催しました。

＜支部での取組例＞

- ・ 通行人や駅利用者の方に啓発用のポケットティッシュを配布し、未成年者飲酒防止と飲酒運転撲滅を呼びかけ
- ・ 組合員のほか、地元区役所や警察署、地域の関係者などが参加し、一緒に P R 活動を実施

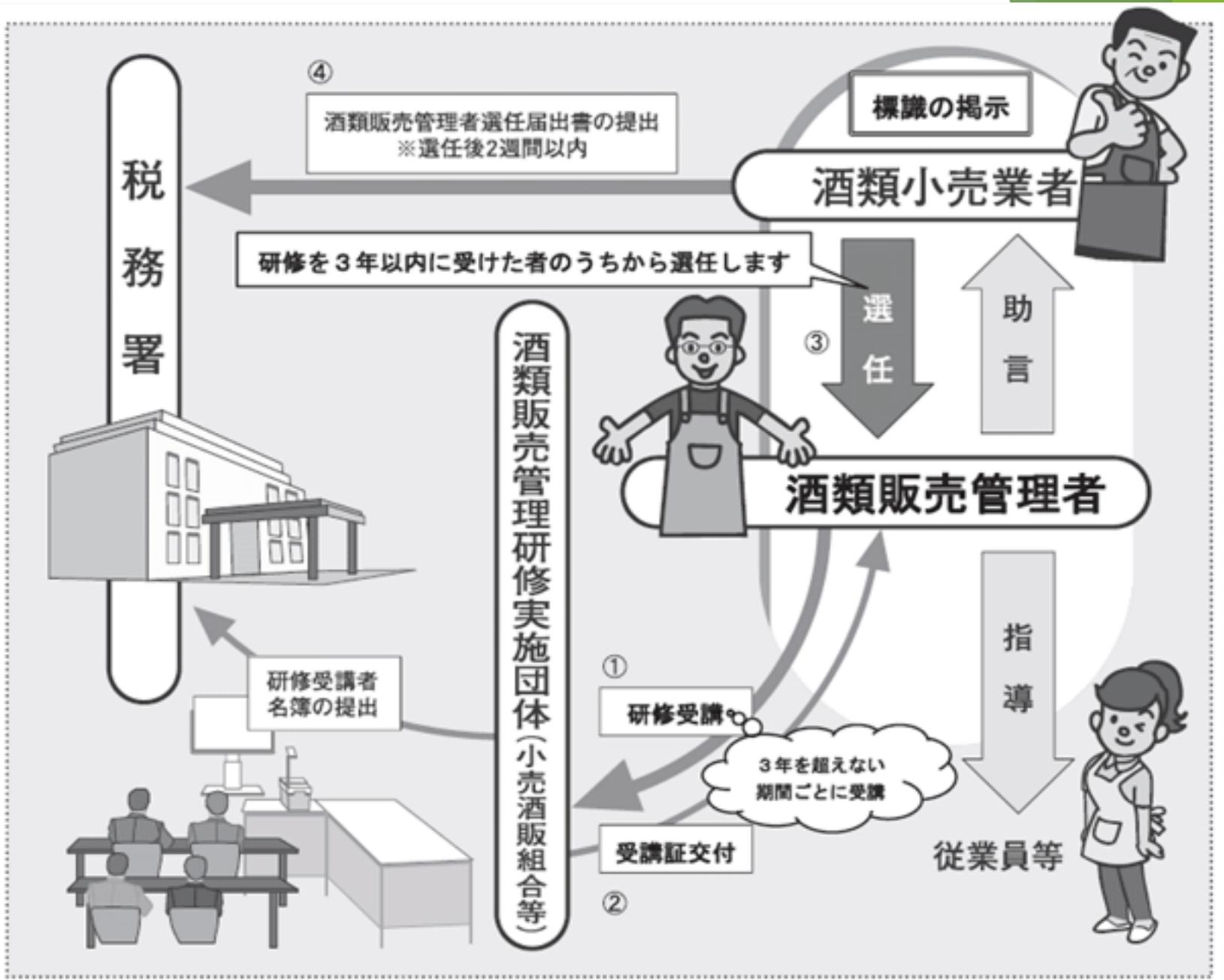


酒類販売管理研修とは？

- ◇酒類の小売販売場における酒類の適正な販売管理の確保を図るのが目的です。
- ◆具体的には、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令に関する事項のほか、アルコール飲料としての酒類の特性や酒類の商品知識等を習得することにより、その資質の向上を図る為開催されている。

酒類販売管理者とは？

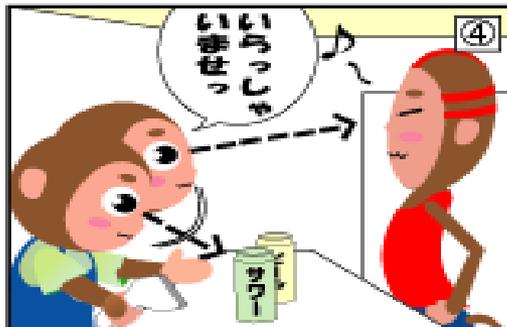
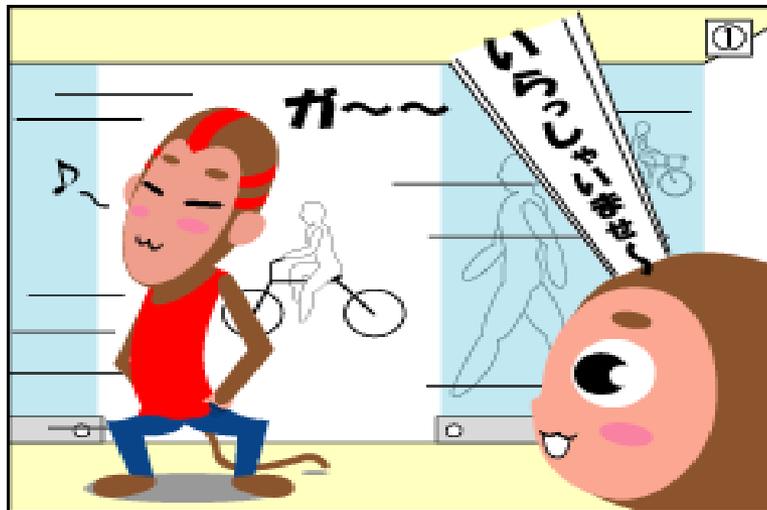
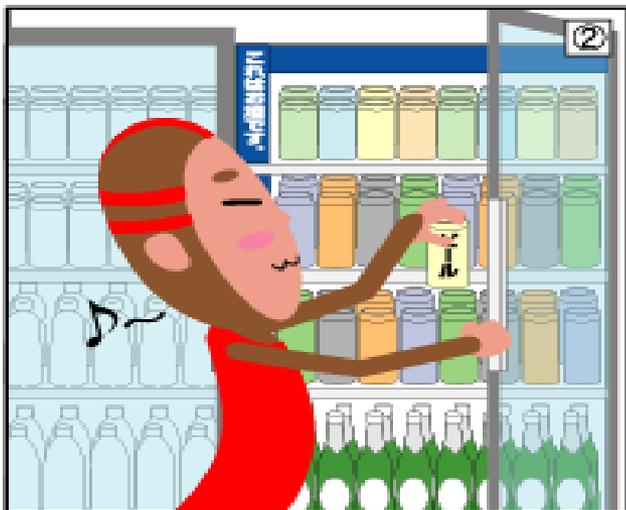
- **1つの販売場につき1人の酒類販売管理者を選任**
- **酒類販売業務に関し、法令を遵守した業務が行われるよう酒類小売業者に助言、あるいは酒類販売業務に従事する従業員等に対して指導**
- **酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければならない**

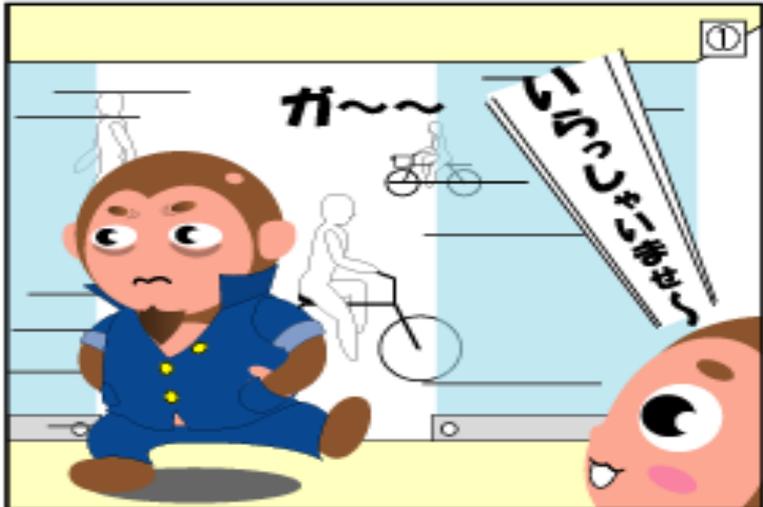


研修では全国の酒販組合が作成したハンドブックを活用し、具体的な年齢確認方法を例示している。

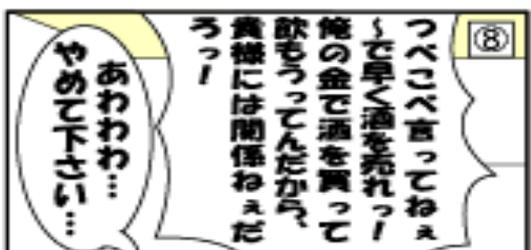








法律により、未成年者には酒類やタバコを販売することができません。これ以上販売を強要されるようなら、110番通報しなければなりません。ご理解とご協力をお願い申し上げます。



未成年者と思われるお客様（明らかに成年者と
思われる者以外は対象。自分の判断ではなく世間一
般の判断としてどうか）が重要）



「未成年者飲酒防止ポスター」等を指し示しながら、
「恐れ入りますが、年齢を確認させていただいてお
ります。誠に申し訳ありませんが、年齢を確認で
きるものをお持ちでしょうか」

お客様から「他の店では、年齢確認はしていない
ぞ」と言われた場合



再度、「未成年者飲酒防止ポスター」等を指し示
しながら、「未成年者の方にお酒を販売すると法
律違反になります。国からの指導により年齢確認
を実施しています。ご協力をお願いします」

年齢を確認できるものが提示されない場合

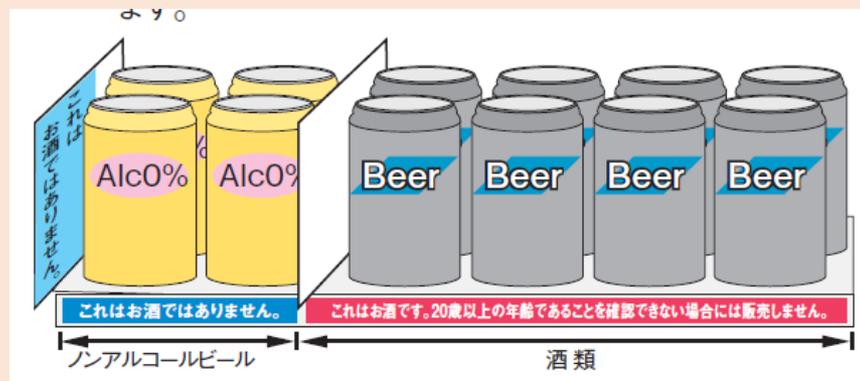


「申し訳ございませんが、年齢が確認できませ
んと販売をお断りさせていただいております」と断
りながら商品（酒類）を預かる。

成年者だった場合



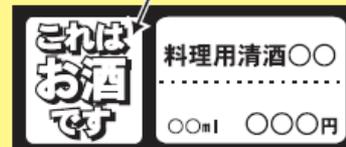
「失礼いたしました。年齢確認にご協力ありが
とうございます。」と丁寧に詫げる。



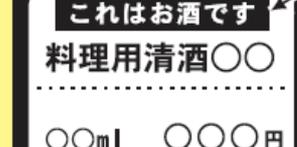
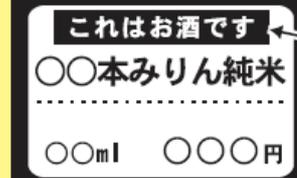
〔表示例1〕



「料理酒」「料理用酒類」「酒類調味料」



〔表示例2〕



「料理酒」「料理用酒類」「酒類調味料」